

愛川町教育委員会

平成25年6月24日

愛川町教育委員会 6 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成25年6月24日（月）
午後2時00分から午後2時39分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 前回会議録の承認について
日程第3 教育長報告事項について
（1）教育長報告事項
（2）平成25年第2回愛川町議会定例会について
日程第4 平成26年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書採択について
日程第5 愛川町立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
日程第6 その他
- 4 出席委員 教育委員長 榮 利 隆 一
委員長職務代理者 岡 本 弘 之
教育委員 井 上 正 博
教育委員 平 田 明 美
教育長 熊 坂 直 美
- 4 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 佐 藤 隆 男
教育総務課長 熊 坂 祐 二
生涯学習課長 山 田 正 文
スポーツ・文化振興課長 小 島 義 正
指導室指導主事 板 橋 康 史

◎開会

- （榮利委員長） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は5人であります。定足数に達しておりますので、6月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （榮利委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

- （榮利委員長） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

委員の方、何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） それでは、ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(榮利委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお返しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第3

○(榮利委員長) 次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

(1) 教育長報告事項の説明をお願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

○(榮利委員長) どうもありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。

(1) 教育長報告事項について、お聞きしたいところなどありましたらお願いいたします。

何かございますか、よろしいですか。

それでは、特に質疑がございませんので、次に、(2) 平成25年第2回愛川町議会定例会についての説明をお願いいたします。

○(熊坂教育長) それでは、資料2をご覧いただきたいと思います。

6月定例会がございまして、一般質問では資料にございますように、13人の議員の方の質問のうち6人の方が教育委員会関係のご質問をされまして、答弁いたしました内容は、そこにある内容で答弁をいたしてございます。

なお、教育委員会制度のことが出ておりまして、新聞記事はお手元にありますでしょうか、日本教育新聞の24年6月17日というのがあるかと思いますが、現在これに関してしましては中央教育審議会で審議が進んでおりまして、7日に、この関係の教育制度分科会がありまして、その内容がそこに載ってございます。

これからも動向を注意していくわけなんです、その7日の会議で出ました内容というのは、上の段の一番最後のあたりのところからでございますが、制度面の問題というよりも委員会機能を充実させるため、協議事項の精選などを求める意見が多かったというようなことでございます。

今後、審議がどうなっていくかは見ていかなければいけないのですが、その下の段の後ろのほう、「また」というところがあるかと思いますが、広島県の安芸太田町の二見教育長さ

んがこれに出ていられるんですが、全国の町村教育長会の常任理事をされていますので、会う機会が私どももありますので、会としての意見はこの方を通じて申し上げることができるかなというふうに思っております。

いずれにしましても、これから審議が進み、今年度のうちには方向性が出てくるかというふう思います。また情報がありましたらお伝えいたしますが、以上、補足として一般質問のことにつけ加えまして、お話をさせていただきました。

簡単ではございますが、以上、一般質問の報告とさせていただきます。

○（榮利委員長） どうもありがとうございます。

これより質疑に入ります。

（２）平成25年第２回愛川町議会定例会について、お聞きしたいところなどありましたらお願いいたします。

委員の方、何かございますか。特によろしいですか。

それでは、特に質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（榮利委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第３、教育長報告事項については、教育長報告のとおり、ご承認願います。

◎日程第４

○（榮利委員長） 次に日程第４、議案第５号 平成26年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書採択についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

○（熊坂教育長） 議案第５号 平成26年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書採択についてであります。採択の基本方針につきましては、５月にご承認をいただいております。今後、７月の採択まで向けまして手続等がございます。その関係を担当よりご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

○（板橋指導主事） それでは、その後の流れについて、ご説明をさせていただきます。

２枚めくっていただきまして、参考資料１と２とありますが、「教科用図書採択の概要」というところをご覧ください。

前回の説明でもあったと思うんですが、今回は4年間継続採択のものになります。小学校・中学校の25年度に関しては、下の表にあるとおり、そのまま同じ教科書を使用することになります。

右側、参考資料2をご覧ください。

5月の定例教育委員会で採択方針を決めさせていただいたと思いますが、今回はこの採択の流れについてご説明し、採択の方法についてお諮りしたいと思っております。

現在、教科書の展示会等を実施しておりまして、来月、教育委員会にて採択を実施するというような流れになっております。

関連法令が、1枚めぐりまして、参考資料3のとおりとなっております。

それから、愛川町の採択に関しましては、参考資料4にありますように、愛川町教育委員会と清川村教育委員会とで愛甲採択地区協議会で調査・研究行うというようなことになっております。

簡単ではありますが、説明は以上とさせていただきます。

○（榮利委員長） 説明は以上であります。

これより、質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。

委員の方、何かございますか。

それでは、特に質疑がないようですので、質疑を終結いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（榮利委員長） ご異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより、表決に入ります。

議案第5号 平成26年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書採択についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（榮利委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第5号 平成26年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書採択については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5

- （榮利委員長） 次に、日程第5、議案第6号 愛川町立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

- （熊坂教育長） 議案第6号でございますが、愛川町立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてでございますが、今年度予算で文化会館に高性能のプロジェクターを購入いたしました。その使用料金を定めたいものでございます。

担当課長より詳細をご説明いたしますので、ご審議の上、お認めいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

- （山田生涯学習課長） 愛川町立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

ただいま教育長からご説明がありましたとおり、本年度、文化会館のホールに大型の高性能のプロジェクターを購入いたしました。そこで愛川町立公民館条例施行規則第7条の附属設備等の使用料という規定がございまして、それに基づき同規則の別表第1にプロジェクターの使用料を記載しまして、7月1日から一般の用に供したいものでございます。

こちらの使用料につきましては、同じ用途であります既存の16ミリ映写機及びスライド映写機の使用料や他市町村の状況等を考慮いたしまして、1式2,000円、映写スクリーン1式を含むとするものでございます。

お手元の資料を2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。左側が現行の別表第1、右側が改正案ということになります。右側の下から3行目になります。アンダーラインが引いてございますけれども、こちらにプロジェクター1式2,000、それから映写スクリーン1式を含むという、この項目を加えたものでございます。このプロジェクターにつきましては、文化会館ホールで催し物等を行う際に使用する団体などが多くなってきておりますけれども、これまで文化会館にはこういったプロジェクターが設置されておりましたことから、利用者が持ち込むという形をとらせていただいております。これは今年度、新規に購入をさせていただいたもので、DVDによります映画の上映ですとか、パソコンなどを利用してプレゼンテーションを行うのに必要となるものでございます。

今回、購入いたしましたプロジェクターにつきましては、エプソン社の明るい常設モデルというカテゴリーに属するものでございまして、明るさの能力としましては6,500ルーメンという数値で、これがホールが明るい状態、特に映画とかで暗くしていない状態でありまし

でも、スクリーンに映写した映像が鮮明に見えるというものでございます。

ちなみに、このプロジェクターの大きさにつきましては、縦が73.4センチ、横が53.4センチ、高さ22.5センチで、プロジェクター本体の重量としては20.2キロ、購入金額につきましては、このプロジェクターに電源、それから交換用のランプ、ケーブル、こういったものも含めまして税込みで88万2,000円でございます。

説明は、以上でございます。

○（榮利委員長） どうもありがとうございます。

説明は、以上であります。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。

山田課長、映像はどのくらいの大きさで映るか、何メートル掛ける何メートル、その辺を補足をしてください。

○（山田生涯学習課長） 観客席の一番後ろに設定した場合で、この舞台上のスクリーンには最大で横幅が約12メートルですけれども、高さが6メートル規模の映像を映し出すことができるというものでございます。

○（榮利委員長） どうもありがとうございます。

委員の方、何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、特に質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（榮利委員長） ご異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第6号 愛川町立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（榮利委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第6号 愛川町立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6

○（榮利委員長） 次に、日程第6、その他であります。

案件につきまして、特にないようでありますので、事務局で何かございますか。

○（事務局） 委員さんのほうは特に。

○（榮利委員長） 委員の方は、よろしいですか。

はい、どうぞ。

○（事務局） それでは、事務局のほうから2点ほど、ご報告を申し上げます。

まず、1点目は資料についておりますが、体罰の調査結果の関係でございます。

今月、6月7日に神奈川県の方で体罰の実態調査の結果が記者発表となりまして、その記者発表のときに使われた資料が本日添付した資料でございます。この資料に従って、ご説明を申し上げます。

まず、1ページ目ですが、「体罰の実態調査に係る調査結果」ということで、調査内容や調査報告がそこに記載されております。

1枚めくっていただきまして、2ページ目の一番上です。県として体罰と判断した基準がそこに一番上に載っております。（1）で身体に対する侵害（殴る、蹴る、叩く、出席簿で叩く、ボールをぶつける等）、（2）ということで、肉体的苦痛を与える行為（長時間の正座等）ということで、これを基準に今回、体罰の把握がなされております。

4番目に、本県における体罰の発生状況ということで表が載っております。一番右側の合計のところ、第1次の調査としては34人、第2次で128人、合計で162人ということで結果が発表されております。この第1次というのは、その下の米印のところに注釈が書いてありますが、第1次報告の34人については、平成24年4月から平成25年1月に発生いたしまして、既に処分を行った事案の数となっております。1次報告として各市町村が県に報告した数をまとめた件数が34人であったということでございます。

第2次報告の128人につきましては、同じく平成24年4月から平成25年3月までに発生をして、第1次報告以外に新たに把握した事案数ということで、今回の緊急の体罰の実態調査の関係で新たに把握された事案が128人あったということでございます。

5番目に、今後の県の取組みということで載せてございます。（1）から（6）まで載せてありますが、県では今後こういった対応をしていくと、取組みをしていくということで載せてございます。

次、3ページの資料1をご覧ください。

資料1につきましては、「県立・市町村立・私立学校の体罰の発生状況」をまとめたものでございます。一番上に平成24年度に把握した体罰事案162人、これは第1次、第2次報告を合わせた数でございます。

内訳としては、その下の四角にありますように、小学校は21人、中学校が55人、高等学校が83人、中等教育学校がゼロ、特別支援学校が3人ということでございます。

1番の「体罰の場面」でございますが、やはり部活動が162件中74件ということで、45.7%と半数近くを占めていると。次に授業中が45件の27.8%、休み時間が17件の10.5%というような内容になってございます。

その下の2番の「体罰の場所」ということでは、運動場、体育館が162件中83人ということで、51.2%ということで半数以上を占めていると。次に、教室が50件で30.9%、いずれも部活動での事案が多いということからも、こういった場所が推測されるという結果になったということでございます。

次に、4ページをご覧ください。

「体罰の態様」ということでございますが、素手で殴る、これが162件中85件、52.5%ということでございます。次に、蹴るが23件の14.2%、棒などで殴るが16件の9.9%となっております。

次、5ページ目ですね。5ページ目は資料2ということで、これは県立学校の状況だけを取り出したものでございます。24年度に把握した体罰事案は78人ということでございます。内容については後ほどご覧ください。

7ページ目から県立学校で体罰として把握した78件について、具体的にどういう内容であったかというものを表にしたものでございます。表が左側から校種、体罰をした者の職、行為の概要、けがの有無、申告者がそれぞれ表として表示されております。9ページまでのコウハンですね。こういった内容が今回、体罰として把握したものでございます。

次、10ページをご覧ください。

資料4ということで、今度は「市町村立学校の状況」でございます。24年度に把握した体罰事案75人ということになっております。内訳は小学校が21人、中学校が53人、高等学校が1人、特別支援学校がゼロとなっております。

1番の「体罰の場面」でございますが、やはり体罰の場面としては部活動が75件中30件ということで40%、最も多かったということでございます。

2番目の「体罰の場所」でございますが、これも全回と同じように運動場、体育館が75件

中36件ということで、48%を占めているというような状況でございます。

11ページにいきまして、3番の「体罰の態様」でございます。やはり素手で殴るが一番多く、半数以上を占めていると、続いて、蹴るというような内容になってございます。

11ページの中ほど、4番目に緊急調査で把握した事案の具体例ということで載っております。

まず、(1)の体罰とした事例でございます。そこにありますように、昼休み時間中、校舎3階からつばを吐いた児童を指導する際に頬を平手で叩いたというような事例が、体罰とした具体例として挙げられております。

(2)体罰としなかった具体例としては、物を投げるなどの他の児童に危害を加える児童を制するために、暴れた児童の体を壁に押しつけた。こういった具体例が体罰としなかった例ということで挙げられております。

次、12ページから市町村立学校の体罰とした事案について、具体例をそこに載せたものでございます。こういったものを体罰ということで、今回把握したというものでございます。

次、15ページの資料6については、今度は「私立学校の状況」です。私立学校については9人、体罰事案があったというものでございます。

次、17ページがその具体例で、体罰事案の内容が一覧表で載っております。

18ページが参考資料ということで、これは県が発表した「県立学校における体罰の実態把握について」ということで、1番に「緊急調査回答数及び体罰と判断した件数」ということで、教職員向けの調査と、児童・生徒、保護者向けの調査でそれぞれ把握した件数が載っております。右のほうにいきますと、体罰と判断した事案の件数が載っております。

次、2番目ということで、「緊急調査で体罰と判断しなかった件数」ということでは、90校で171人ということでございます。その内容としましては、(1)にありますように、正当行為、(2)の指導の範囲、(3)にありますように、不適切な指導、(4)のその他ということで、171人の具体的な内容がそこに記載をされております。

こういった形で、県のほうで6月7日に記者発表がなされました。県の記者発表の内容につきましては、以上でございます。

○(榮利委員長) はい、どうも。

そのほか、事務局で何かございますか。

○(事務局) それでは、ご報告の2点目ということで、愛川町の中学校の生徒が関係する交通事故の事案のご報告でございます。

6月17日の月曜日に、時間的には午後2時半ごろでございますが、場所が半原宮本地区の県道から町道に入ったところのカーブのところでございます。また、具体的な場所については、後で地図でご説明をいたします。

被害者としては、愛川中学校の3年生の男子生徒。事故の状況でございますが、当日は、愛川中学校は期末試験のために午前中に終わりということになっています。自宅へ帰ったんですが、その中学生については自宅から自転車で外出をしたということでございます。その外出をしたときに軽自動車と接触をいたしまして転倒したということで、それを見ていた近所の方が消防署の救急に通報して、顎からの出血がひどかったために、救急隊の判断でドクターヘリを要請しまして、東海大の病院に搬送されたものでございます。

場所については、今回、明細地図のほうをお配りしておりますが、黄色で囲んだ部分が事故現場でございます。ちょっと上にオレンジ色でラビンプラザがございます。ラビンプラザの前の県道から横須賀水道の水源地に入るところのカーブのところでございます。軽自動車が県道側から侵入してきて、そこを横須賀水源地の方向から右側を自転車で走ってきた中学生が軽自動車と衝突したというものでございます。

幸い、自転車に乗っていた中学生についてはヘルメットをかぶってまして、けがの程度でございますが、顎の裂傷、それと頬骨の打撲、あと軽い全身打撲ということでございました。学校に消防のほうから連絡が入りまして、学校から直ちに保護者へ連絡を行っております。

その後、教頭が東海大病院に向かしまして、生徒の状況を把握、確認をいたしております。同時に、教育委員会にも事故報告の一報が入りまして、その後、その日の夕方に校長から具体的な内容の報告が教育委員会にございました。

病院では、本人に処置がなされまして、また、検査を行って医師から保護者へ状況の説明があったわけなんですけど、その後、教頭にも説明がありまして、けがの状況は外傷のみでございますが、経過観察のために1日入院をして、翌日に退院をしたというものでございます。

教育委員会では、学校から一報を受けまして、生徒の状態と事故の詳細を再度報告するように指示をいたしまして、当日の夕方、校長が詳しい状況を説明のために来所しました。校長へは被害生徒の状況の把握と、さらなる学校での安全指導の徹底を指示いたしております。

次回校長会が今週の金曜日でございますが、そこにおいても交通安全指導の徹底を指示する予定でございます。

その後の学校の対応でございますが、愛川中学校では日ごろから交通事故、特に自転車の

乗りかたなどについては安全指導を定期的に行っているということですが、この事故の翌日の6月18日には全校生徒を集めまして、校長のほうから再発防止の指導を行っているということでございます。

この生徒でございますが、1日入院いたしまして、その後は退院して学校へ通っております。本日からは愛川中学校の3年生については、奈良・京都方面に修学旅行に行っておりますが、その修学旅行にも元気に参加しているという状況でございます。

6月17日に発生した中学生徒の事後の状況については、以上でございます。

○（榮利委員長） それでは、そのほか何か事務局のほうでございますか。

はい、どうぞ、井上委員。

○（井上委員） 中学生の自転車のヘルメットは一体どういう取り扱いになっておりますか。

○（事務局） 自転車通学している子については、購入に際し、町から補助金として半額補助をいたしております。また、ヘルメットをかぶって通学しております。

○（井上委員） それは、学校はかぶらなければいけないという規則ですか。

○（事務局） そうですね。

○（井上委員） ヘルメットをかぶらない子は、自転車通学は認めてないのですか。

○（事務局） そうです。ただ、この子については、通学ヘルメットではなくて、個人で持っているものであります。

○（井上委員） もう習慣づいているということですか。

○（事務局） 普通の自転車用の、スポーツタイプのヘルメットをかぶっていたということですね。

○（榮利委員長） よろしいですか。

それでは、特にご意見がありませんので、以上で6月定例会の議事日程が全て終了いたしましたので閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（榮利委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、6月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

愛川町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成25年7月22日

教育委員長	榮利隆一
職務代理者	岡本弘之
教育委員	井上正博
教育委員	平田明美
教育長	熊坂直美
調整職員	井工守